

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原告 134名

被告 国

証 拠 説 明 書

2014(平成26)年3月4日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁 護 士 谷 次 郎

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲94	大飯発電所地震動評価について (抄)(表紙、目次、3-22頁)	写 平成25年11月1日	関西電力株式会社	関西電力が基準地震動の策定に当たり、3-22頁において、FO-A、FO-B断層を波源としている事実、および、その評価の際に地震モーメントが 1.36×10^{19} 乗 N・m、すべり量が78.6センチメートル(すなわち0.786メートル)として計算されている事実。	
甲95	大飯発電所基準津波について(抄) (表紙、目次、9~10頁)	写 平成25年9月18日	関西電力株式会社	関西電力が海域活断層の地震による津波評価にFO-A~FO-B断層を用いている事実、及びその評価に際して地震モーメントが 5.35×10^{19} 乗 N・m、すべり量2.91メートルとして計算されている事実。	
甲96	シナリオ地震の強震動予測 地学雑誌Journal of Geography 110(6)849-875 2001	写 2001	入倉孝次郎、三宅弘恵	断層面積から地震モーメントを導く際に入倉・三宅(2001)として引用される文献。858頁の図7に入倉式の結果がThis StudyとしてSomerville et al(1999)及びTakemura(1998)と比較して示されている。同じ断層面積でも武村式ではなぜ大きい地震モーメントになるかが859頁左欄半ばに示唆されている。入倉式は861頁図8の下側の式で与えられている。	
甲97	日本列島における地殻内地震のスケーリング則 - 地震断層の影響および地震被害との関係 -	写 1998.9.7	武村雅之	215頁Fig1には関西電力が甲95で津波に適用した式が書かれているが、Fig3に実際に起こった地震動を集約した式が書かれている事実。この式に基づいて地震モーメントを計算すれば、相手方が甲95で計算した値の4.68倍の値が得られる事実。	
甲98	原子力発電所の新規制基準適合性審査の今後の進め方について	写 2014年2月	原子力規制委員会	新基準適合性審査の今後の進め方についての規制委員会の考え。	